

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年9月18日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### （理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、A自治会（以下「本件自治会」といいます。）は、「会費を払って入会する任意団体、会費を払わなければ会員ではなくて会に意見を述べる資格が無いとする自称・自治会の同好会」に「変容した」ため、令和3年4月以降の本件自治会に対する自治会補助金等の交付は、「単なる任意団体・同好会への不正支出になる。」と述べています。また、市役所が「地域の課題対応を自治会に丸投げして、まんざんと自治会補助金を交付し続けることは、補助金ばらまき行政であり、市に損害を与えている」として、「地域活動推進費補助金の交付を廃止する措置を講ずることを求める。」と述べています。その上で、事実証明書2（令和6年度A自治会総会議案書）により、令和6年度予算案（収入の部）として「地域活動推進費補助金」、「町の防災活動助成金」、「広報誌配布謝金」及び「資源回収金」が計上されていることが示されています。

このことから、請求人は、本件自治会に対する補助金等の交付について、財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

さらに、「地域活動推進費補助金の交付を廃止する措置を講ずること」についても主張しているものと解されます。

（裏面あり）

### 1 補助金等の交付対象の誤り及び補助金交付事業の実施について

請求人は、本件自治会への補助金等の交付が「単なる任意団体・同好会への不正支出」であると主張していますが、請求人が当該主張の理由として挙げる「認識・考え方・好みが違う人を異分子として排除し、同分子の多数者で運営する」等は、いずれも、自治会内部の運営に関する意見であり、当該交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

また、請求人は、「地域活動推進費補助金の交付を廃止する措置を講ずることを求め」ていますが、請求人の主張は地域活動推進費補助金全般についての意見であり、当該交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

### 2 「地域活動推進費補助金」及び「町の防災活動助成金」の支出について

請求人は、「令和3年度自治会会則全面改定により自治会費納付義務規定が無くなったのに、運営委員会が自治会費未払い＝自治会未加入としていて、実際の自治会員は420世帯位である。」と主張し、本件自治会は、「実際よりも過大な450全世帯分の補助金等を不正受給している」と述べています。

他方、事実証明書1（A自治会会則）によれば、A自治会の会員はAに「居住する世帯を単位とする」とされており、住民監査請求書及び事実証明書の記載からは、「自治会費未払い」の世帯が「地域活動推進費補助金」及び「町の防災活動助成金」の算定における加入世帯数及び申請世帯数等に含まれない理由が示されておらず、本件自治会への「地域活動推進費補助金」及び「町の防災活動助成金」の交付が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

### 3 「広報誌配布謝金」及び「資源回収金」の支出について

請求人は、本件自治会について、「広報誌配付謝金を受給しているのに、自治会費未払者には（中略）配付しない。」「資源回収金を受給しているのに、ごみ分別をしない住民に自治会は対応しない。」と主張しています。

しかし、住民監査請求書及び事実証明書の記載からは、本件自治会が市へ報告した広報誌の配布部数や資源物の回収実績、それに基づく公金の支出額を確認することができないため、本件自治会への「広報誌配布謝金」及び「資源回収金」の交付が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

このため、本件請求（事実証明書を含む。）において、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を適示していると認めることができません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。